

現住地と出生地の関係

(%)

出生地	現住地										
	北海道	東北	北関東	東京圏	中部・北陸	名古屋圏	大阪圏	近畿	中国	四国	九州・沖縄
北海道	91.8	0.4	0.6	2.5	0.6	1.4	0.4	0.0	0.2	0.0	0.4
東北	2.6	94.7	3.8	6.4	1.2	0.9	0.6	0.4	0.1	0.3	0.2
北関東	0.1	0.8	83.8	3.9	0.5	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2
東京圏	1.8	2.3	6.8	68.1	3.5	2.6	1.6	1.1	1.5	1.0	1.8
中部・北陸	1.0	0.5	1.5	6.2	90.4	3.7	2.1	1.5	0.6	0.1	0.5
名古屋圏	0.1	0.2	0.4	1.4	1.1	79.2	1.6	1.0	0.2	0.1	0.5
大阪圏	0.0	0.1	0.9	2.8	0.8	2.7	76.4	10.3	3.9	2.3	1.6
近畿	0.1	0.1	0.1	0.5	0.3	0.9	3.0	79.6	0.1	0.3	0.2
中国	0.4	0.0	0.4	1.6	0.3	1.0	4.5	1.7	85.5	1.8	1.5
四国	0.1	0.0	0.3	1.1	0.2	0.9	3.2	0.5	2.2	91.4	0.6
九州・沖縄	0.4	0.2	0.8	4.0	0.9	5.8	5.7	3.4	4.5	1.8	91.1
外国	1.6	0.6	0.8	1.5	0.4	0.6	0.8	0.4	1.2	0.6	1.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※1 国立社会保障・人口問題研究所「第5回人口移動調査（2001年）」より作成。

※2 現住地・出生地の区分は以下のとおり。

北海道：北海道

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

北関東：茨城、栃木、群馬

東京圏：埼玉、千葉、東京、神奈川

中部・北陸：新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、静岡

名古屋圏：岐阜、愛知、三重

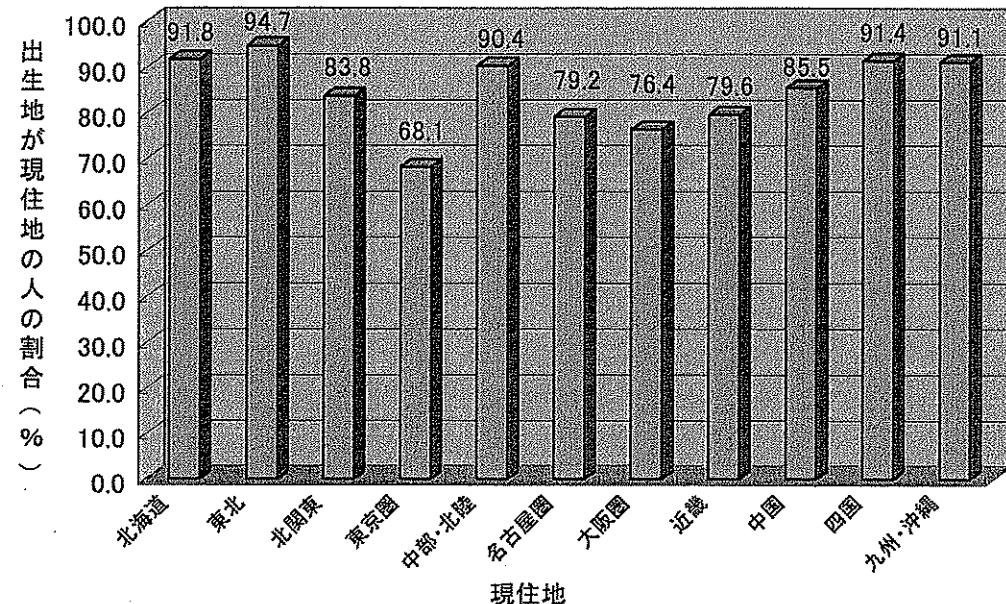
大阪圏：京都、大阪、兵庫

近畿：滋賀、奈良、和歌山

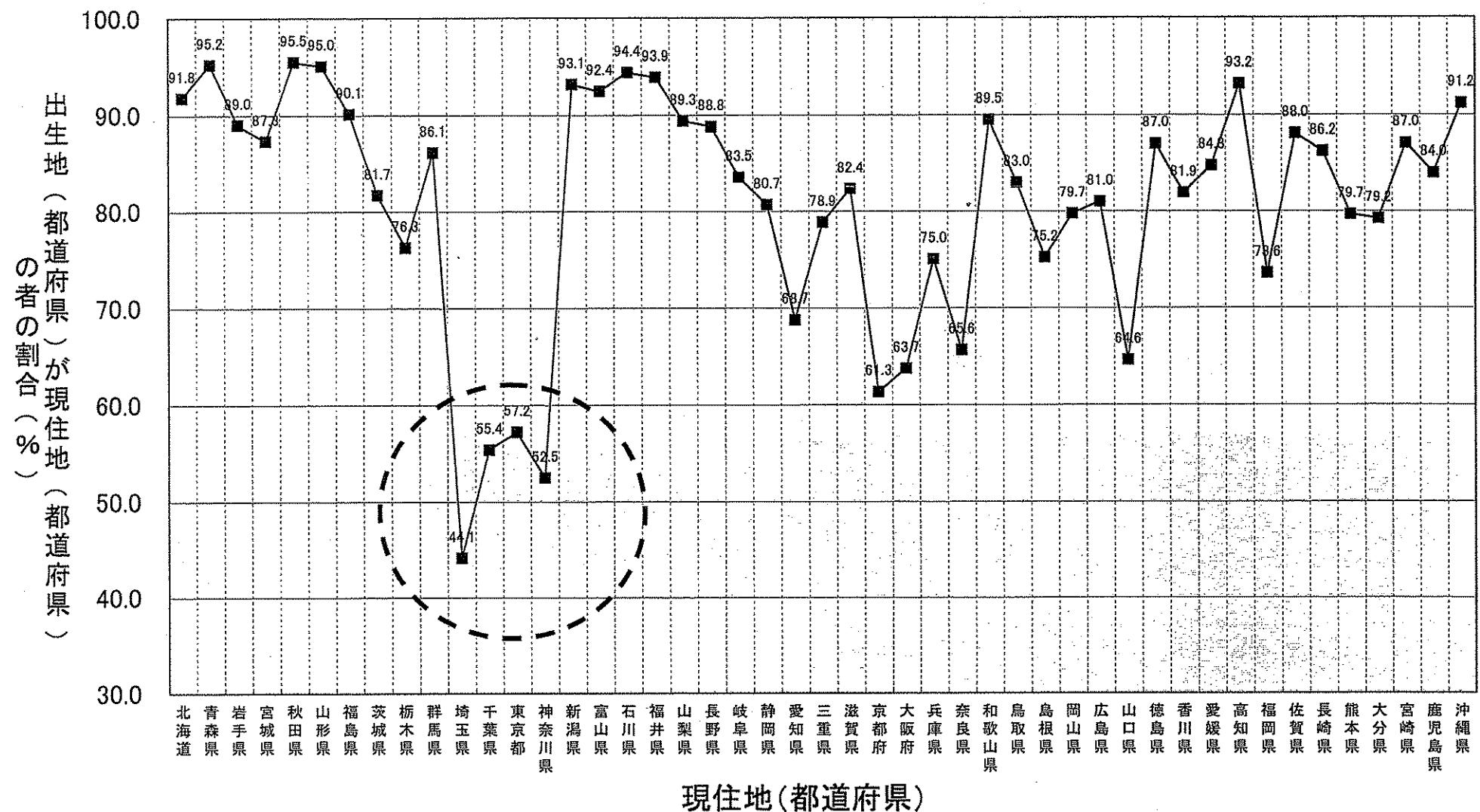
中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国：徳島、香川、愛媛、高知

九州・沖縄：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



現住地(都道府県)と出生地(都道府県)の関係



※国立社会保障・人口問題研究所から「第5回人口移動調査(2001年)」のデータの提供を受け、総務省自治税務局市町村税課において作成した資料
※サンプル数が少ない都道府県もあり、実際の傾向とは値が異なる可能性があることに留意が必要

森林保全等に関する税の状況

未定稿
(H19. 7現在)

○25団体が条例可決

- ・H15施行…1団体
- ・H16施行…1団体
- ・H17施行…6団体
- ・H18施行…8団体
- ・H19施行…7団体
- ・H20施行…1団体

その他、福岡県については、公布日(H18.12.27)から起算して2年を超えない範囲内で施行予定。

県名	通称名	施行日	納稅義務者		税収 (H17決算)
			個人	法人	
高知県	森林環境税	H15. 4. 1	500円/年	500円/年	1. 6億円
岡山県	おかやま森づくり県民税	H16. 4. 1	500円/年	均等割5%増	4. 7億円
鳥取県	森林環境保全税	H17. 4. 1	300円/年	均等割3%増	0. 8億円
島根県	水と緑の森づくり税	"	500円/年	均等割5%増	1. 4億円
山口県	やまぐち森林づくり県民税	"	500円/年	均等割5%増	3. 0億円
愛媛県	森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	2. 5億円
熊本県	水とみどりの森づくり税	"	500円/年	均等割5%増	4. 0億円
鹿児島県	森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	3. 1億円
岩手県	いわての森林づくり県民税	H18. 4. 1	1,000円/年	均等割10%増	—
福島県	森林環境税	"	1,000円/年	均等割10%増	—
静岡県	もりづくり県民税	"	400円/年	均等割5%増	—
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	"	800円/年	均等割11%増	—
兵庫県	県民緑税	"	800円/年	均等割10%増	—
奈良県	森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	—
大分県	森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	—
宮崎県	森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	—
山形県	やまがた緑環境税	H19. 4. 1	1,000円/年	均等割10%増	—
神奈川県	水源環境を保全・再生するための県税	"	所得割 0.025 %増	—	—
			均等割 300円/年		
富山县	水と緑の森づくり税	"	500円/年	均等割5%増	—
石川県	いしかわ森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	—
和歌山县	紀の国森づくり税	"	500円/年	均等割5%増	—
広島県	ひろしまの森づくり県民税	"	500円/年	均等割5%増	—
長崎県	ながさき森林環境税	"	500円/年	均等割5%増	—
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	H20. 4. 1	700円/年	均等割7%増	—
福岡県	森林環境税	公布後2年以内	500円/年	均等割5%増	—

※各団体の報道発表資料等により、総務省において把握しているものを記載。

個人住民税における寄附金控除の対象に地方公共団体に対する寄附金を追加した際の理由

3 寄附金控除の対象の拡大

(1) 創設の趣旨

個人住民税の寄附金控除の対象に、都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を追加することとし、平成6年度分の個人住民税から適用することとした。（中略）

今回、新たに、都道府県、市町村又は特別区に対して10万円を超える寄附金を支出した場合においても、その10万円を超える寄附金の金額について寄附金控除の対象とすることとしたが、これは、

① 地域の公益増進に資するものであり、個性豊かな魅力ある地域づくりの推進が各地域の緊急の課題となっている今日、地域づくりの担い手である地方団体に対する寄附を奨励することには、必要性、緊急性が認められること、

② これらの地方団体は一方で寄附金控除を行う立場に立つとともに、他方で寄附金を受領する立場に立つものであるので、それぞれの地方団体が相互に寄附金控除を認めることによってそれぞれの地方団体に受益が認められるものであること

等の理由により、都道府県共同募金会や日本赤十字社の支部に対する寄附と同様の取り扱いをすることが適当と考えられたためである。（後略）

【平成5年 改正地方税制詳解】

個人住民税研究会研究報告書（平成4年10月）（抄）

第2 ふるさと寄附金控除の創設

(2) ところで、第1でも述べたように、寄附金の受領者の行う事業の公益性や寄附金控除を行う地方団体にとって寄附金控除を行うことに伴う受益が具体的に認められない場合には、個人住民税の寄附金控除の対象とすることは適当ではないが、後者の受益が認められることを要するという趣旨は、地方税は地方団体の活動に要する経費を賄うのに必要な収入を得る目的で課されるものであるが、一般に、寄附金控除は、この目的からすればマイナスに作用するものであるということによるものと考えられる。

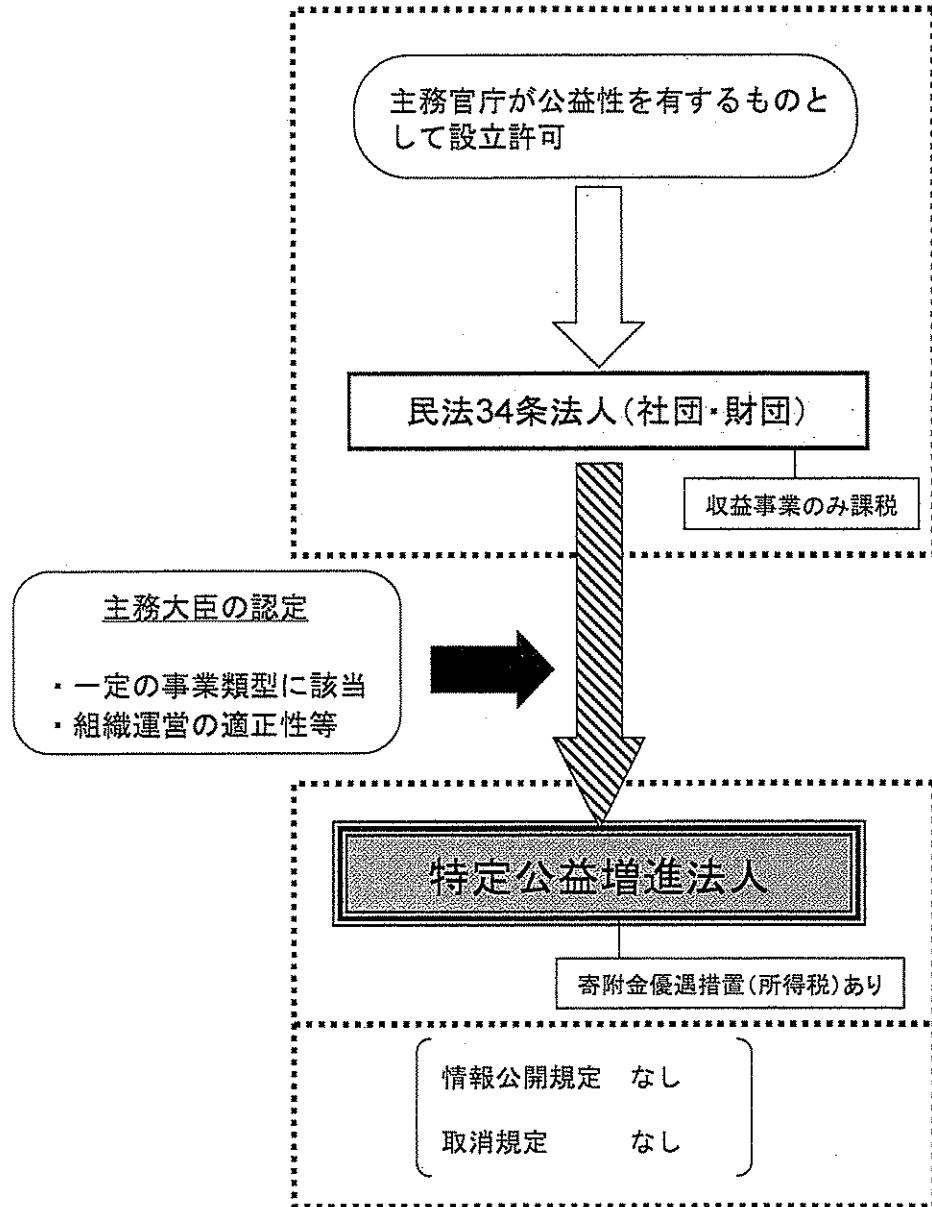
このような、個人住民税における寄附金控除制度の趣旨からすれば、ふるさと寄附金控除については、控除の対象を地方団体に対する寄附に限定することを考えた場合、地方の収入全体にとってマイナスに働くことはない（寄附金収入額—寄附金控除額）こと、この控除を認めることによって地方団体の寄附が増えるならば、むしろプラスに働くものであることから、前述のような受益を個別具体的に強く求めることは適当ではないのではないかという意見があった。

また、受益関係について言えば、①地方団体は、一方で寄附金控除を行う立場に立つとともに、他方で寄附金を受領する立場に立つものであるので、それぞれの地方団体が相互に寄附金控除を認めることによって、寄附金控除を行う地方団体にとっても、寄附を受領する可能性が高まるというメリットが認められるものであること、②東京一極集中問題にみられるごとく、今日の地域問題は一地方団体のみで解決されるものではなく、むしろ各地方団体がそれぞれ個性豊かな地域づくりを推進することが他の地方団体における地域問題の解決にも資することになるという面を有すると考えられ、また、今日のごときボーダーレスの時代の地方行政においては、自団体のみで実現できる課題のほかに、他地方団体と相互に協力し、又は他地方団体の施策を通じて実現すべき課題、例えば、ごみ処理、交通体系の整備、水資源の確保、環境問題などの課題が增加してきており、③地域間交流、自治体提携の進展を考えると、寄附金控除を行う納税地以外の地方団体に対してなされる寄附であっても寄附金控除を行う地方団体に対してなされる寄附であっても寄附金控除を行う地方団体にとって何らかの受益が一般的に生ずるとみるとみることができるのでないかという意見があった。

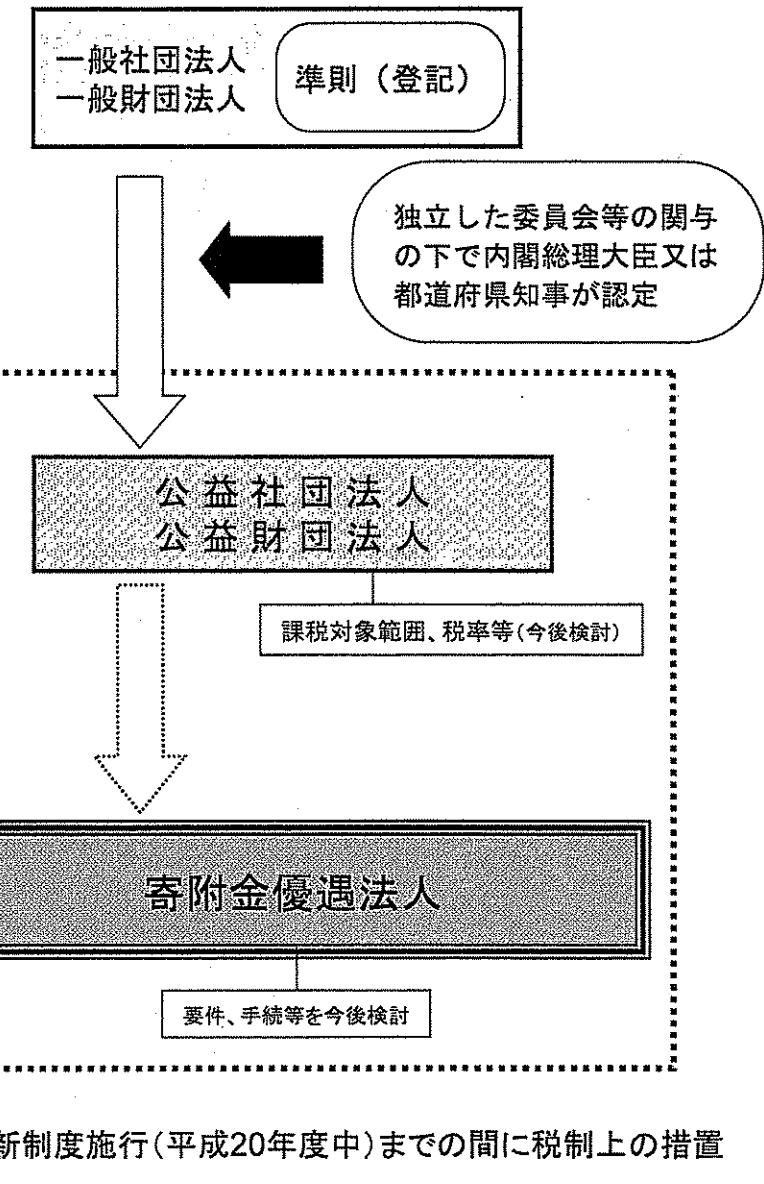
これらを勘案すると、当面は控除の対象を地方団体に対してなされる寄附に限定して、ふるさと寄附金控除制度を創設することが適当であるというのが大方の意見であった。

公益社団法人等に関する課税及び寄附金税制の基本的枠組み(イメージ)

【現 行】



【新制度イメージ】



新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方(抄)

平成17年6月17日
政府税制調査会基礎問題小委員会
・非営利法人課税ワーキング・グループ

3 地方税(個人住民税)における寄附金税制

地方税である個人住民税については、「地域社会の会費」であり広く負担を分担するという性格などを踏まえ、平成元年度までは寄附金控除の仕組みは設けられていなかった。平成2年度に住所地の都道府県共同募金会を対象にはじめて寄附金控除の仕組みが設けられた。その後、平成4年度に住所地の日本赤十字社支部が、平成6年度には全ての都道府県・市区町村が寄附金控除の対象となった。しかし、税の性格に基づき、対象団体、適用下限額、控除限度額について所得税と比べて大きく異なる制度となっている。

近年、寄附を促進する必要性が指摘されている。非営利法人等の中には、地方公共団体の施策と関連が深く、また、地域に密着した活動を行うものが多くなってきている。

国が一律に個人住民税の寄附金控除の対象を定めることについては地方分権の観点からも慎重であるべきであろう。しかし、こうした地域に密着した非営利法人等については、歳出等による支援の手法のほか、地方税においても寄附金控除が可能となるよう見直していくべきである。また、現行10万円の適用下限額についても、大幅に引き下げることが望ましい。

地方税である個人住民税の性格にあった寄附金控除の仕組みは、「民間が担う公共」の領域の役割が重要となっていることも踏まえながら、基本的に条例などにより地方公共団体によって独自に構築されるべきである。その際、控除を行う地方公共団体と寄附金による当該地域の受益との対応関係や、地方公共団体の自主性、市町村・納税者の事務負担などにも留意する必要がある。